

令和6年度 漁船安全操業推進会議 講演資料

漁業における事故の発生状況について

水産庁

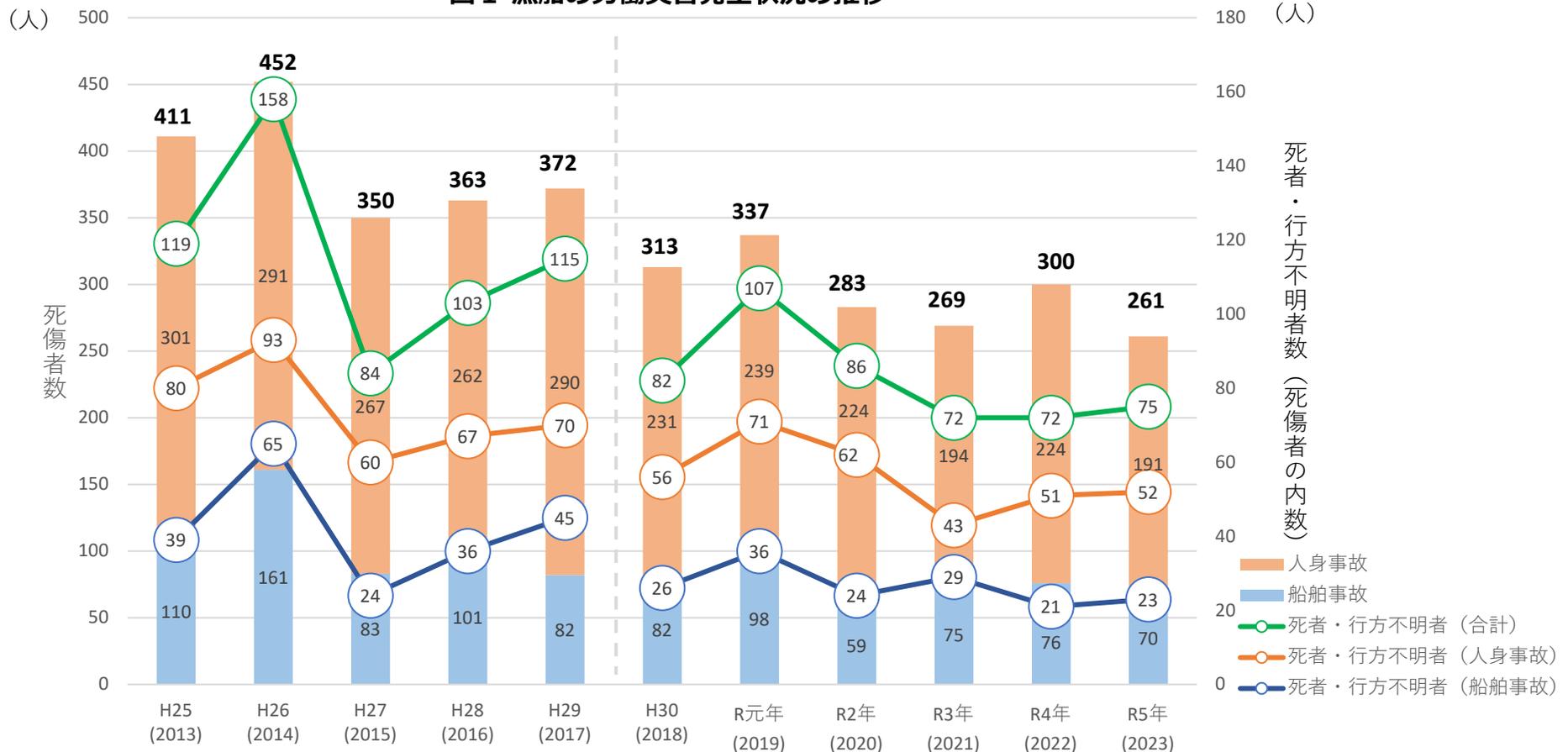
漁政部企画課

令和6年10月25日

漁業における事故の発生状況 ①

- 令和5年の死傷者は261人で、前年比13%減。
- うち死者・行方不明者は75人で、4年ぶりに増加。
- 漁業における死傷者は、船舶事故を伴わない人身事故が多い。

図1 漁船の労働災害発生状況の推移



資料：海上保安庁「海難の現況と対策」（船舶事故データ、人身事故データ）を基に水産庁で作成

* 病気及び自殺は含まない
* 平成30年以降は、調査方法が異なる

- 船舶及び陸上の労働者における労働災害発生率は、陸上における全産業の平均の約4倍と、高い水準が続いている。

図2 船舶及び陸上の労働者における労働災害発生率の推移 (単位:千人率)

		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
船舶	漁船(労基法適用)	7.4	10.2	9.8
	漁船(船員法適用)	11.5	12.9	10.8
	一般船舶	6.4	6.2	6.4
陸上労働者(全産業)		2.2	2.3	2.3
農業		5.8	5.8	5.6
林業		25.4	24.7	23.5
運輸業(陸上貨物)		8.9	9.1	9.1
建設業		4.5	4.6	4.5

全産業
平均の
約4倍



資料：国土交通省「船員災害疾病発生状況報告（船員法第111条）集計書」及び厚生労働省「職場のあんぜんサイト」で公表されている統計値に基づき水産庁で作成

注:1) 船舶の労働災害発生率のうち、船員法適用漁船については「年度」、その他は「暦年」

2) 労働災害発生率は、職務上休業4日以上死傷者の数値

漁業における事故の発生状況（船舶事故）

- 漁船における令和5年の船舶事故は「衝突」「乗揚」「火災」が多い。
- 令和5年の衝突事故発生隻数は減少したが、依然として3割を占めており、高い水準が続いている。衝突事故防止にはAISの導入が有効であるところ、小型漁船へのAISの普及が進んでいないことから、今後は、AISの機能を有するアプリケーションの活用（無料で使えるものも！）を推進していくことが重要。

図3 漁船の海難種類別海難発生隻数（R5年）

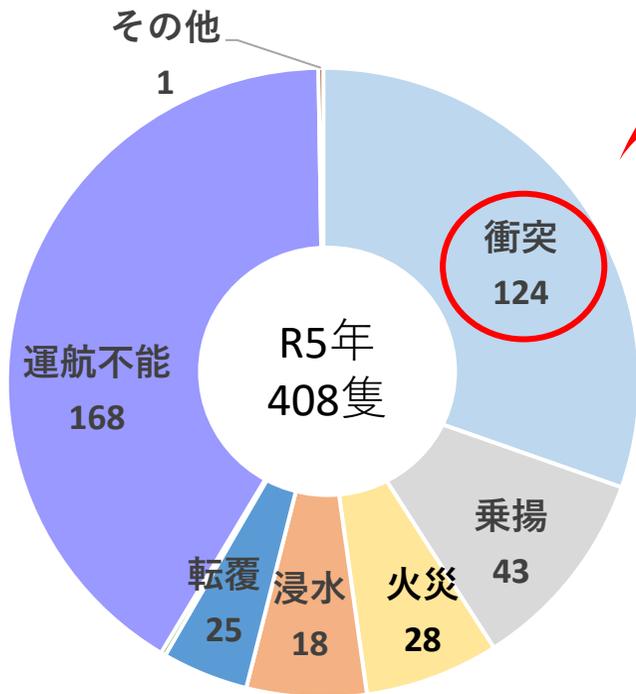
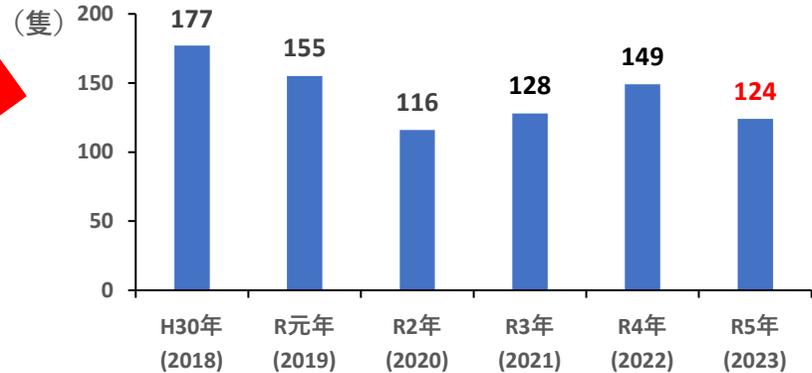
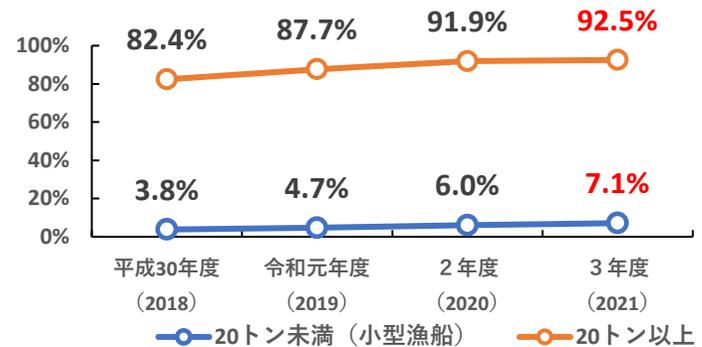


図4 漁船における衝突事故発生隻数の推移



資料：海上保安庁「海難の現況と対策」に基づき水産庁で作成

図5 漁船のAIS普及率の推移



資料：海上保安庁「海難の現況と対策」に基づき水産庁で作成

資料：農林水産省「漁業センサス」及び総務省からの情報提供を基に水産庁で作成
※簡易型AISを含む

- 農林水産省HPに、スマートフォンを活用した AIS アプリの開発・導入状況の講演動画を掲載しています。是非ご覧ください！



漁業作業安全推進ウェビナー(令和5年2月15日)

作業安全に資する新技術の開発・導入状況
スマホ用AISアプリについて / 日清紡ホールディングス (株)



農林水産省HP : https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anken/event.html

YouTube : <https://www.youtube.com/watch?v=hMfoTLUoEyc>

漁業における事故の発生状況（労働災害：労基法適用）

- 労基法の適用を受ける漁業及び養殖業における休業4日以上労働災害発生件数を、水産庁でとりまとめた。
- 死亡・行方不明又は休業4日以上労災発生件数は、漁船漁業では定置漁業が最も多く、次いでひき網漁業が多い。養殖業では魚類、貝類の順に多い。

図6 漁業分野における死亡・行方不明又は休業4日以上労働災害発生件数（職種別、事故の型別）

【漁船漁業】

(R元年～R4年の4年間の合計値)

業種	職種	転倒	はさまれ 巻き込まれ	動作の反動 無理な動作	激突され	激突	飛来・落下	墜落・転落	切れ・こすれ	おぼれ	崩壊 倒壊	有害物等との接触		踏み抜き	爆発	交通事故	高温・低温物との接触		その他		合計	
												生物	その他				凍傷	火傷	熱中症	潜水病		
漁船漁業	採介藻漁業	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6
	定置漁業	73	150	42	50	23	33	28	22	3	1	11	5	0	0	0	0	0	0	5	0	446
	一本つり漁業	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	はえなわ漁業	2	1	1	0	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	かごはえなわ漁業	6	19	5	2	4	2	2	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	46
	刺網漁業	16	11	11	2	5	4	3	1	1	0	0	4	0	0	1	1	0	0	0	0	60
	まき網漁業	1	12	5	2	1	3	3	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	32
	敷網漁業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	底ひき網漁業	0	6	2	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
	ひき網漁業	54	69	31	8	22	10	14	2	5	0	0	10	2	0	0	7	1	0	0	0	235
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	61	68	28	9	24	18	31	7	7	1	3	1	0	1	7	1	1	1	1	0	269	
合計	217	337	126	76	81	71	86	37	19	2	32	9	0	1	18	3	1	6	1	1123		

【養殖業】

(R元年～R4年の4年間の合計値)

業種	職種	転倒	はさまれ 巻き込まれ	動作の反動 無理な動作	激突され	激突	飛来・落下	墜落・転落	切れ・こすれ	おぼれ	崩壊 倒壊	有害物等との接触		踏み抜き	爆発	交通事故	高温・低温物との接触		その他		合計
												生物	その他				凍傷	火傷	熱中症	潜水病	
養殖業	魚類	76	53	31	10	20	11	40	37	14	0	1	4	2	0	2	0	0	4	1	306
	貝類	34	55	20	14	14	14	13	6	2	1	2	2	2	0	6	0	0	1	0	186
	藻類	9	7	3	0	2	1	4	2	0	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0	33
	えび	3	1	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	真珠	24	4	9	1	2	3	5	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	54
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	148	122	63	25	38	30	66	52	16	2	6	7	4	0	9	0	1	5	2	596	

資料：労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条に基づき労働基準監督署に提出された、労働者死傷病報告を基に水産庁で集計・分析

- 船員法の適用を受ける漁船における休業3日以上労働災害発生件数を、水産庁でとりまとめた。
- 死亡又は休業3日以上労働災害発生件数は、「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く、次いで「転倒」、「飛来・落下」の順に多い。
- このうち、死亡・行方不明に至る事故は「海難」と「海中転落」の順に多い。

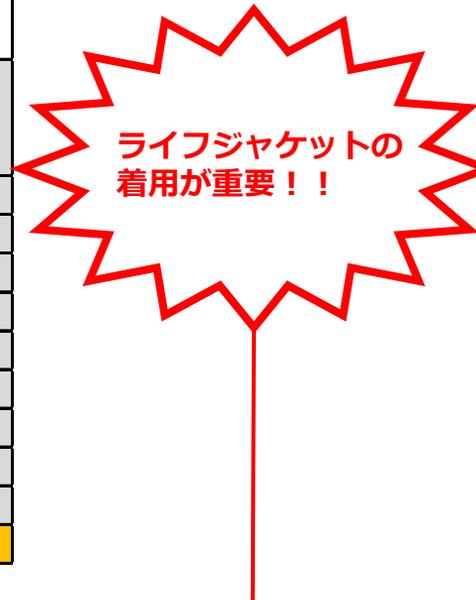
図7 船員法の適用を受ける漁船における死亡・行方不明又は休業3日以上労働災害発生件数（職種別、事故の型別）
【漁船】 (R元年度～R4年度の4年間の合計値)

業種	転倒	はさまれ 巻き込まれ	動作の反動 無理な動作	激突され	激突	飛来・落下	墜落・転落	切れ・こすれ	海中転落	崩壊 倒壊	有害物等との接触		踏み抜き	爆発	海難	高温・低温 物との接触	火災	その他	不明	合計
											生物	その他								
漁船	231	272	97	25	54	119	109	34	20	1	0	0	8	0	18	10	9	57	3	1067

【うち、死亡・行方不明者数】

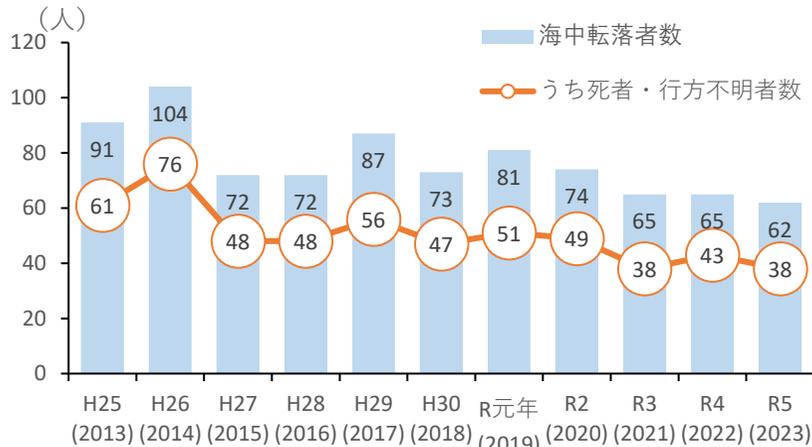
(R元年度～R4年度の4年間の合計値)

職種	死亡・行方不明者数								
	はさまれ 巻き込まれ	激突され	墜落・転落	海中転落	海難	火災	その他	不明	合計
鰹	0	0	1	0	1	5	0	0	7
鮪	0	0	1	2	0	0	2	1	6
遠底	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖底	1	0	2	1	1	0	0	0	5
以西底	0	0	0	0	0	0	0	0	0
まき網	3	1	0	4	0	0	5	0	13
いか	0	0	0	1	0	1	0	0	2
鮭・鱒	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	0	0	5	14	0	0	0	21
合計	6	1	4	13	16	6	7	1	54



- 事故時に海中転落を伴うと、死亡事故に発展しやすい。
- 海中転落者のうち、ライフジャケット着用者の生存率は非着用者に比べ約2倍。
- 平成30年2月以降、原則、小型船舶の暴露甲板に乗船している者すべてにライフジャケットの着用が義務化、令和4年2月から違反点数が付与されている。

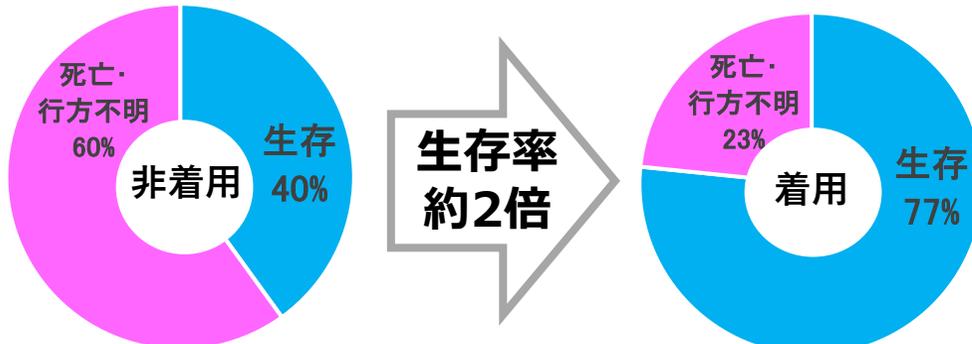
図8 漁船の海中転落者数及び死者・行方不明者数の推移



※ 船舶事故以外の乗船中の事故による海中転落者数

資料：海上保安庁「海難の現況と対策」に基づき水産庁で作成

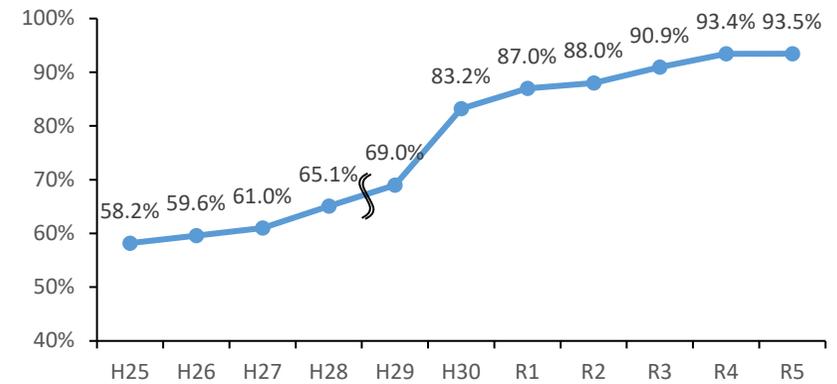
図9 ライフジャケット着用の有無による海中転落者の生存率（H30～R5年）



※ 船舶事故による海中転落及び船舶事故以外の乗船中の事故による海中転落者の合計

資料：海上保安庁調べ

図10 漁業者の出漁時におけるライフジャケットの着用率の推移



義務化前

義務化後

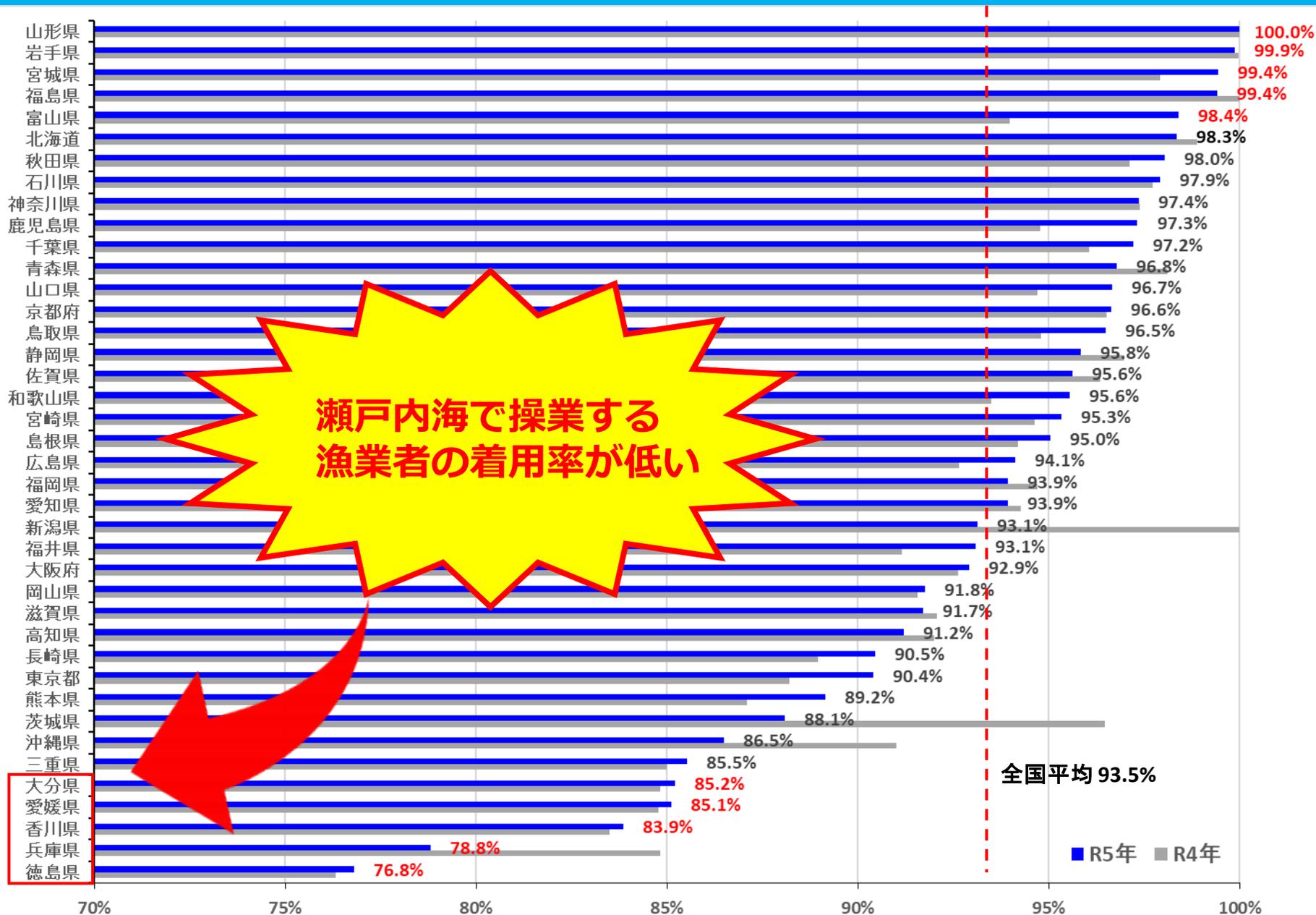
※平成28年以前は、調査方法が異なるため、それ以降とは連続しない。

資料：水産庁調べ

（沿海39都道府県及び滋賀県の漁業協同組合の組合員を対象として、出漁時におけるライフジャケットの着用者の割合について調査。）

義務化後も依然としてライフジャケット非着用の漁業者が散見される。

図11 都道府県別ライフジャケットの着用率（令和5年度）



- 依然としてライフジャケットの着用率の低い地域や着用率が前年度に比べ大幅に減少している地域があることを踏まえ、海上保安庁に対し、訪船指導等や都道府県・漁業協同組合等との積極的な連携について協力依頼を行った。

【海上保安庁への協力依頼通知】

6 水漁第 725 号
令和 6 年 8 月 7 日

海上保安庁 警備救難部救難課長 殿

水産庁漁政部企画課長

漁業者に対するライフジャケットの着用徹底に関する協力依頼について

平素より漁船の安全対策に関し、御協力いただいていることに厚く御礼申し上げます。

当庁では、平成 22 年度から漁業者のライフジャケットの着用状況調査を実施しておりますところ、令和 5 年度に実施した着用状況調査の結果、依然として着用率の低い地域や着用率が前年度に比べ大幅に減少している地域が見受けられます。

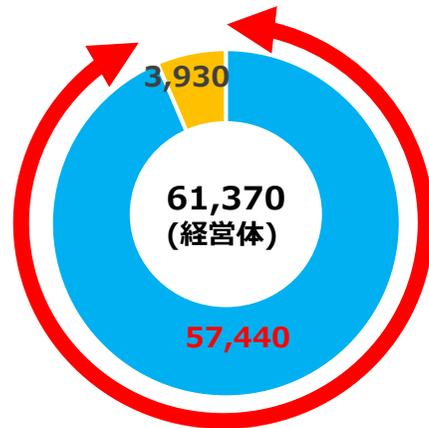
当庁においては、ライフジャケットの着用率向上の取組の一環として、毎年 10 月の全国漁船安全操業推進月間において漁船の安全対策に関する優良な取組を行っている漁業協同組合に対し表彰を行うなど、ライフジャケットの着用徹底を周知しているところです。

つきましては、漁業者に対するライフジャケットの着用徹底に関し、訪船指導等を通じ御尽力いただくとともに、都道府県や漁業協同組合等から講習会等に係る協力依頼があった際には、積極的に御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

一人親方等における事故の発生状況

- 「一人親方等」とは、労働者を使用しないで事業を行う者及びその事業に従事する者（個人経営体の自家漁業のみを行う者）。
- 個人経営体は 57,440 経営体であり、漁業経営体全体の 9 割以上を占める（令和 4 年時点）。
- 一人親方等は 67,720 人であり、漁業就業者全体の半数以上を占める。
- 漁船員については船員法に基づき休業 3 日以上、その他の漁業労働者については労働安全衛生法に基づき休業 4 日以上の災害発生状況について報告が義務付けられているが、労働基準法上の「労働者」に該当しない「一人親方等」は、事故発生状況に関する統計がないため把握が困難な状況。

図12 漁業経営体数（令和 4 年）

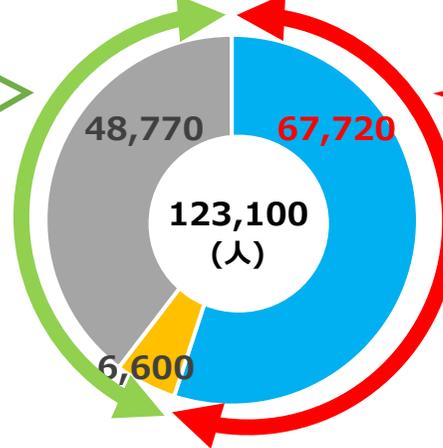


■ 個人経営体 ■ 団体経営体

図13 漁業就業者数（令和 4 年）

①漁船員：
国土交通省「船員災害疾病発生状況報告」

②その他の漁業労働者：
厚生労働省「労働者死傷病報告」



一人親方等：
事故発生状況に関する統計なし

■ 個人経営体の自家漁業のみ ■ 団体経営体の漁業従事役員 ■ 上記以外の漁業雇われ

資料：農林水産省「漁業構造動態調査」

漁業就業者：満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。

※下1桁で四捨五入しているため、合計値の値と異なる

現在、全国の漁業協同組合や労災保険の特別加入団体を対象に「個人経営体の自家漁業のみを行う者」の漁業における労働災害に関する実態調査を実施中（回答期限：11月15日（金））

ご協力のほど、よろしく申し上げます。

作業安全のための取組 ①

- 農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議において、農林水産業・食品産業における作業安全を推進するため、事業者等における留意事項等を整理した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定。
- 農林水産業・食品産業に共通する基本的な考え方を整理した「共通規範」と、漁業分野における具体的な取組事項を整理した「個別規範（漁業）」から構成され、それぞれ「事業者向け」と、事業者を傘下会員・組合員とする「事業者団体向け」に整理。

<共通規範>

【事業者向け】

- いのちを守る作業安全は全てに優先する。
- 作業安全の確保は経営が継続発展するための要である。
- 作業安全確保のために必要な対策を講じる。

(1) 人的対応力の向上

(2) 作業安全のためのルールや手順の順守

- (3) 資機材、設備等の安全性の確保
 - (4) 作業環境の整備
 - (5) 事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用
- 4 事故発生時に備える。
- (1) 労災保険への加入等、補償措置の確保
 - (2) 事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施
 - (3) 事業継続のための備え

【事業者団体向け】

- いのちを守る作業安全は全てに優先する。
- 作業安全の確保は産業が成長するための要である。
- 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。
- 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。

<個別規範（漁業）抜粋>

【事業者向け】

1 作業安全確保のために必要な対策を講じる

(1) 人的対応力の向上(共通規範3(1)関係)

- ① ...
- ② ...

(2) 作業安全のためのルールや手順の順守(共通規範3(2)関係)

- ① 関係法令を遵守する。
- ② 漁労機器や救命設備等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適正な使用方法を理解する。
- ③ ライフジャケットの着用を徹底するとともに、作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。
- ④ 健康状態の管理を行う。
- ⑤ ...
- ⑥ ...

具体的な取組事項を整理

(3) 資機材、設備等の安全性の確保(共通規範3(3)関係)

【事業者団体向け】

1 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う(共通規範3関係)

- ① 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。
- ② 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。
- ③ ...

具体的な取組事項を整理

- 個別規範の事項ごとに、取組の必要性や具体的な取組内容等を記載した「解説資料」及び取組事項の実施状況の点検にご活用いただけるよう「チェックシート」も用意。チェックシートについては、令和3年度から一部の水産庁補助事業で活用。
- また、作業安全規範の趣旨や、安全対策のためのチェックポイントを分かりやすく伝えるための映像コンテンツを作成。

<解説資料（漁業）抜粋>

【事業者向け】

1-(1)-③ 作業安全や海難防止に関する研修・教育等を受ける。また、安全対策に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。

【取組の必要性等】

作業事故や海難事故を防止するためには、研修・教育等により、作業上のリスクや、正しい作業手順等を従事者が十分に理解し、身に付けることが重要です。また、作業安全の取組に役立つ情報を積極的に集め、自らの取組に取り入れていくことが重要です。

【具体的な取組内容等】

作業安全や海難防止に関する研修・教育等を受ける機会を計画的に設けましょう。特に雇入れ時や作業内容の変更時など、経験の浅い者に対しては、作業中のライフジャケット・保護具の着用徹底、巻き込まれ防止のための服装や配置など、危害防止のための教育をしっかり行いましょう。

職場で行う安全のための教育・訓練のほか、水産庁や海上保安庁、船員災害防止協会等の関係機関、都道府県、漁協等が実施する講習会も積極的に活用しましょう。

また、それらの関係機関・団体のホームページや啓発資料、研修等を通じて得られる安全対策に関する情報を積極的に活用しましょう。国土交通省が実施する船員労働安全衛生月間や、大日本水産会が実施する全国漁船安全操業推進月間などの啓発活動を活用し、現場での安全意識の向上を図ることも有効です。

<チェックシート（漁業）抜粋>

【事業者向け】

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全や海難事故に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等の資格を取得する。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、従事者間で作業の計画や安全意識を共有する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令を遵守する。	
1-(2)-②	漁労機器や救命設備等、資機材等の使用に当たっては、取扱	

作業安全規範普及映像

命を守る作業安全は 全てに優先——



この映像では、作業安全に取り組みやすいよう、

漁業における

事故事例とその対策を紹介しています。

水産庁

ケース①



巻揚機による巻き込まれ

漁業分野作業安全学習教材 「安全に漁業を行うために」



漁業分野
作業安全学習教材

安全に漁業を
行うために

- 漁業では、多くの外国人材が従事しており、その多くはインドネシア人。
- 外国人材が巻き込まれる労働災害も多く発生していることから、インドネシア語版の漁業分野作業安全学習教材を作成し、発生防止の取組を推進。

漁業分野作業安全学習教材（インドネシア語版） 「安全に漁業を行うために」

Bahan Ajar Pembelajaran Keselamatan Kerja Bidang Perikanan Untuk Melakukan Kegiatan Perikanan Dengan Aman



Fisheries Agency

労働災害を無くすためには、外国人材自身も安全対策を自分事と捉え、ヒヤリ・ハット等をまわりに共有することが重要。

Mengenakan Pakaian & Perlengkapan Keselamatan dengan Saksama

⚠ Apakah Anda berperilaku seperti ini?

- Kadang-kadang suka melepas jaket pelampung jika sudah dekat pelabuhan karena merepotkan
- Sepatu bot mulai aus, tetapi tetap dipakai sambil berpikir untuk menggantinya suatu saat
- Tidak mengenakan helm yang merepotkan pada saat melakukan pekerjaan derek.

🎯 Kecelakaan dapat dicegah dengan melakukan hal-hal ini.

- Mengenakan jaket pelampung dengan saksama di perairan
- Mengenakan model jaket pelampung yang sesuai dengan pekerjaan
- Mengenakan perlengkapan keselamatan yang dirawat dengan benar
- Mengenakan helm untuk melindungi bagian kepala

Memilih jaket pelampung yang sesuai dengan pekerjaan



- Dapat menahan dingin
- Ringkas sehingga tidak mengganggu pekerjaan
- Mudah bergerak karena lentur
- Tidak mudah tersangkut
- Dapat menahan dingin

Kenakan helm pada pekerjaan derek & jika ada kemungkinan benda jatuh dari atas

9

3. Pastikan untuk meninjau kembali kejadian nyaris bahaya

⚠ Apakah Anda berperilaku seperti ini?

- Walaupun pernah mengalami keadaan yang nyaris bahaya, tetapi dibiarkan karena **merasa kejadiannya adalah kebetulan.**
- Pernah tidak mengatakan kepada orang lain karena malu

🎯 Kecelakaan dapat dicegah dengan melakukan hal-hal ini.

- Walaupun tidak terjadi kecelakaan, ceritakan kepada orang yang bekerja di bidang yang sama atau pekerja lain dan catat dalam catatan sederhana.
- Laporkan keadaan nyaris bahaya kepada awak kapal dan membuat wadah untuk mempertimbangkan langkah penanganannya bersama-sama agar tidak terjadi kecelakaan

Catatan keadaan nyaris bahaya

- Kondisi kejadian
- ✓ Kapan
 - ✓ Dimana
 - ✓ Apa

Susun langkah penanggulangan dari catatan keadaan nyaris bahaya

Ber cerita tentang keadaan nyaris bahaya



11

漁業関係者の皆様へ

農林水産省作成

作業安全動画（漁業分野）一覧

作業安全規範普及映像 「命を守る作業安全はすべてに優先」



本動画では、日々の操業において漁業関係者の皆様に留意・実行していただきたい事項を分かりやすく紹介しています。



動画の二次元コードはこちら！
<https://youtu.be/ZpED0uPlaVQ>
閲覧方法
URLもしくは二次元コードを
スキャンしアクセスしてください。

漁業分野作業安全学習教材 「安全に漁業を行うために」

作業安全対策に関する知識・理解を広げるため、オンラインの作業安全教材を作成しました。個人での視聴のほか、イベントや安全研修などに活用ください。



内容(4部構成)

- 00 ～講座紹介～
- 01 安全に関する基礎知識
- 02 事業者の安全対策～安全意識を高める～
- 03 事業者の安全対策～機械を安全に使う～



https://youtube.com/playlist?list=PLMvvhD9xvwfknDXSSfNU_dRGwhDcXbOPp

事故体験映像はこちらから！

漁業における事故の事例について
わかりやすく動画にまとめています。



漁業における事故
事例：海中への転落



漁業における事故
事例：巻き込まれ

～ 作業安全動画一覧 ～

- リーフレットを作成し、漁業カイゼン講習会や9月の船員労働安全衛生月間、10月の漁船安全操業推進月間等で漁業者等へ配布。
- URLもしくは二次元コードからアクセスすることで簡単に動画を視聴できるため、

- ・ 個人での視聴
- ・ イベント
- ・ 安全研修等

にご活用ください。